育児休業取得中の施設等利用給付認定に係る

広島市における取扱いについて（お知らせ）

* 令和元年１０月からの「幼児教育・保育の無償化」に伴い、「保育の必要性がある」との施設等利用給付認定（２号認定、３号認定）を受けている子どもは、幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設等の利用料の全部又は一部が、上限額の範囲内で無償化されます。
* この際、就労や出産前後のほか、「育児休業開始以前から既に幼稚園等の預かり保育又は認可外保育施設を利用しており、引き続き利用する必要があると認められる場合」についても、認定の要件となる「保育を必要とする事由」に該当するものとします。
* ついては、上記に該当する子どもについては、別紙「育児休業による施設等利用給付認定継続申出書（保護者様と施設様の両方に記入・押印してもらう箇所があります。）」及び在職証明書等を、認定申請書に添付いただくことにより、保育の必要性を確認し、施設等利用給付認定（２号認定、３号認定）を行います。
* なお、この取扱いは、無償化の開始を前に国から新たな見解が示されたことを受け、９月中旬に変更したものであり、変更前にお問い合わせ等をいただいた方へは、「施設等利用給付認定（２号認定、３号認定）にあっては、育児休業中の場合（休業以前から施設を利用していたとしても）認定を受けられない」と御回答していたところです。

　上記に該当し、引き続き保育が必要な方におかれては、当方の変更によりお手数をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、あらためて御相談、御手続いただきますようお願いいたします。

* ただし、育児休業開始後に幼稚園等の預かり保育又は認可外保育施設を利用し始めた方が認定の対象とならないことについては、変更ありません。
* 幼児教育・保育の無償化の概要等について、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

　　　　市HP > 子育て・教育 > 対象別 > 乳幼児 > 保育園・幼稚園・一時預かり等 > 幼児教育の無償化

（連絡先）

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市こども未来局保育指導課

電話：０８２－５０４－２１５４